

【編集元】民主党三重第2区総支部 衆議院議員中川正春事務所

E-mail: g03063@shugiin.go.jp

三重／〒513-0013 鈴鹿市国分町 453-7 TEL: 059-373-3933/FAX: 059-374-3088

東京／〒100-8981 千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 428 号室 TEL: 03-3508-7128/FAX: 03-3508-3428

○あせっていませんか、総理？

予算が参議院を通過して成立しました。自民党は、安倍総理の意向を汲んで、強行採決を連発、審議時間が通例の半分くらいになってしまいました。このような安倍さんの強行姿勢は、憲法の国民投票法でも繰り返される気配です。4月12日に衆議院での強行裁決が行われる可能性があります。

憲法第96条で、その改正手続きには国会の三分の二以上の賛成で改正を発議し、国民投票の多数決で決することになっています。ところが、国民投票をどのように実施するかという法律ができていなかったもので、本格的な改正論議の前に、「国民投票法」を作っておこうという訳です。

これを審議する「日本国憲法に関する調査特別委員会」では、自民と民主がそれぞれ法案を準備し、それを一つにまとめる努力をしてきました。投票年齢を18歳に下げること、メディア規制は最小限にとどめ、公務員の運動規制も最小限にして、国民に議論の内容をできる限り理解してもらうための国民投票としよう、というコンセンサスが生まれてきました。

また、特別委員会の雰囲気も、一般の委員会とは違ったものになっています。憲法を改正するためには、国会議員の三分の二以上の賛成が必要です。これは、一つの党では確保できない人数で、党派を超えたコンセンサスが必要なのです。与野党の対立ではなく、お互いが譲り合い、話し合いの上で、国民の意思を反映した法案をつくるのが大切だという思いがあります。

この流れに真っ向から冷たい水をぶっ掛けたのが安倍総理です。今夏の参議院選挙の争点に憲法を使うと言うのです。「私が憲法改正を実現する。5月の憲法記念日までに国民投票法を成立させる。」と、言い出しました。これまで現場で努力してきた与党の理事も、これには頭を抱えています。

「安倍さんが、憲法で強硬な姿勢をとって、下がりつづける人気を取り戻したいと思っているとすれば、それは大きな間違いだ。憲法論議が政権維持のための道具に利用されてはならない。国の進路を過つことになる。」と、私は言っています。

○「新政みえ」の候補がんばる

地方選挙の第一陣、県議会と知事選挙が始まりました。4月8日が投票日です。三重県では、「民主党・新政みえ」の仲間が27人立候補をして、全員の当選を期しています。26人で過半数です。「新政みえ」は、県議会をリードして、「議会基本条例」をつくって自立した議会運営を目指したり、議員が立案する条例案(議定議案)を積極的に提案しています。どれも、全国的には最先端の動きです。

5%の人件費削減、NPO 寄附金の地方税控除、産休だけでなく育児休暇の60%所得保証、ドクターヘリの導入、県立癌センターの設立など、彼らの打ち出した具体的なマニフェストには、私たち国政で充分到達できていない項目を、三重県独自で挑戦しようという意気込みを感じます。

一方、知事選挙は、正直、少ししらけてしまいました。私たちに対して、はっきりとした応援の要請もないので、戸惑いもあります。知事には、この選挙を通じて、これからの県政をじっくりとアピールしていただくことだと割り切りました。

○東京も桜の季節です

東京でも桜がほころび、二分咲きというところでしょうか。千鳥が淵には、ゴザやヒモの囲い込みなど、あわてものが席とりを始めました。やがて、総理主催の新宿御苑、鳩山邸、英国大使館などが、恒例の「お花見の会」を催すことになります。

なかでも、夜桜の風情は格別です。私は、花より団子。屋台のおでんが楽しみなのです。